

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

スローガン「いじめを しない!・させない!・ゆるさない!」

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進
 - ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
 - 発達障がい等のある児童がいじめを受けることがあるため、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
 - 人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てます。
 - 集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
 - 道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや

助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

- 保幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対して、いじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- いじめ防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- すべての児童にとって分かる・できる授業のあり方を常に研究し、生き方を考えることにつながる授業の実践に努めます。
- 児童の自己有用感を高め、教員と児童、児童同士の心のつながりを形成するなど、授業で子どもを育てます。
- チャイムと共に児童が学習を始めるなど、けじめある学校生活を徹底します。
- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解できる学習を行います。
- 質の高い体験活動を通して豊かな感性を育み、ふるさと・キャリア・人権・道徳教育については教材を工夫するなどして、心の教育の充実に努めます。
- いじめをなくすような取組を児童が自主的に取り組めるような育ちを実現します。
- 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童
- インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進し、教員の資質向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

- 児童との関わり方を工夫して子どもをきめ細かく観察し、いじめを早期発見するよう努めます。
- いじめ行為について、生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童がいじめを訴えやすく、また、その状況が把握できる体制を整えます。
- スクールカウンセラーを効果的に活用し、児童が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- 児童に多様な相談窓口があることを伝え、その利用を促すことに努めます。

(5) いじめの事案対処

- いじめの訴えや兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。
- いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- いじめを受けたあるいは報告した児童には直ちに心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、市の民生児童委員等

との連携を進めます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の機関とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、市教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。

○いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

4 いじめの防止等のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

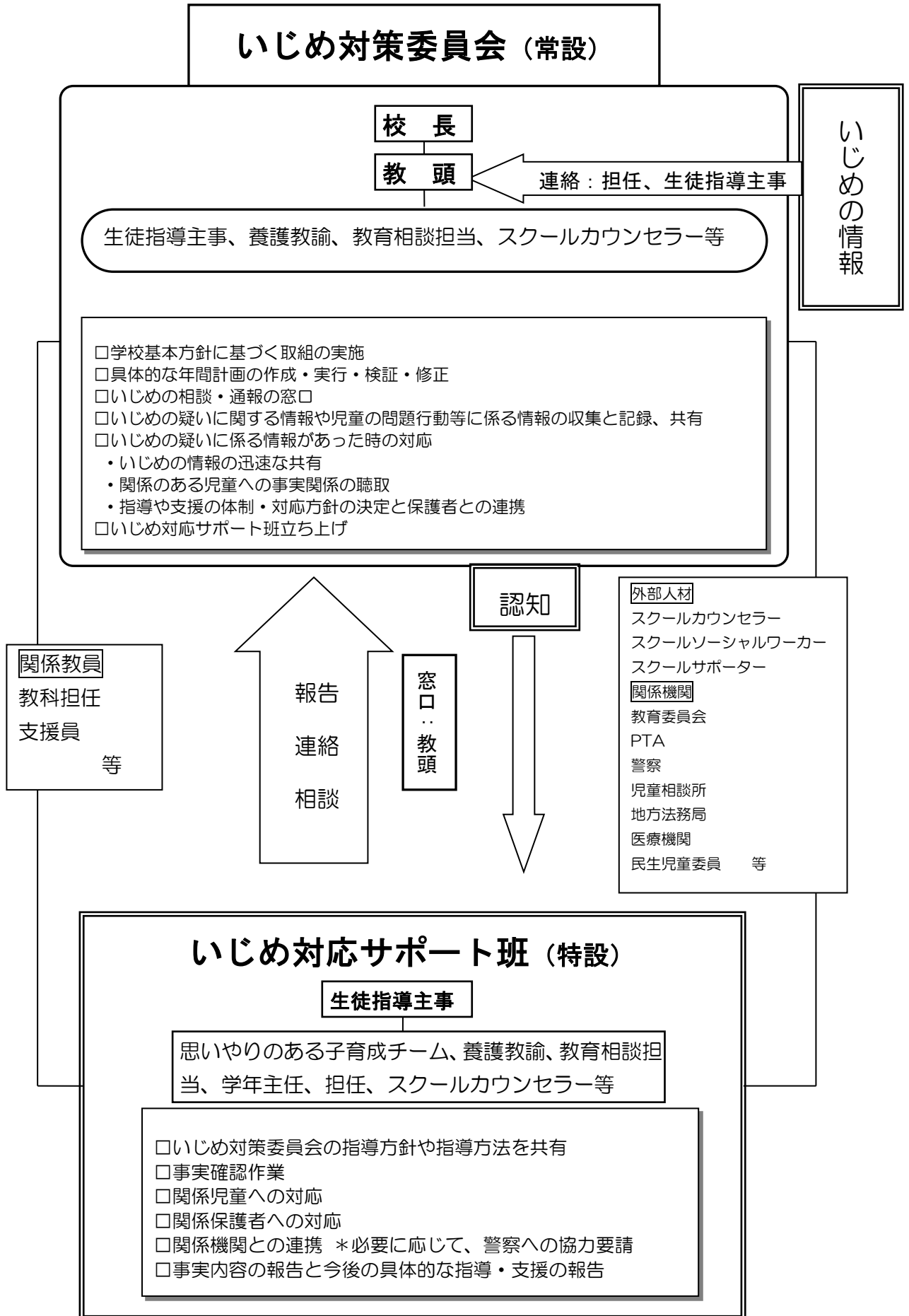
(構成員) 思いやりのある子育てチーム(生徒指導主事を含む)、養護教諭、教育相談担当、学年主任、担任、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【別紙1】

5 いじめ対策の年間行動計画 【別紙2】



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	いじめの自己チェック					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	アンケート調査 → 報告					
	PTA 総会 ・基本方針の公表 ・授業公開	縦割り班活動スタート ・顔合わせ会、絆づくり ・縦割り掃除					
5月	校内研修 ・道徳科、人権等 年間の計画を作成、 確認（共通理解）	委員会活動 → 学級活動 ・生活点検・健康の保持・体力の増進・学校美化					
		縦割り班活動などの異学年交流活動（器械運動） ・自主的な活動・絆づくり・リーダーシップとフォロワーシップ					
		一人ひとりが生きる授業の実践 ・研究授業・子どもが主体的に取り組む授業展開					
6月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等 をもとに、定期的に状 況把握	アンケート調査 → 報告					
	校内研修（授業研究） ・授業改善 ・学習規律	教育相談月間 ・アンケートをもとに個人面談の実施、職員会議での共通理解					
		一人ひとりが生きる授業の実践					
		委員会活動 → 学級活動					
		縦割り班活動などの異学年交流活動 ・自主的な活動・絆づくり・リーダーシップとフォロワーシップ					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	縦割り班活動などの異学年交流活動（水泳学習） ・絆づくり ・リーダーシップとフォロワーシップ					
	保護者対象アンケート調査 ↓ 保護者会 ・情報や意見収集	縦割り班活動（体育大会での競技と練習計画） ・絆づくり ・リーダーシップとフォロワーシップ					
		一人ひとりが生きる授業の実践 ・研究授業・子どもが主体的に取り組む授業展開					
8月	いじめに関する校内研修 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検	家庭訪問 ・クラスや地域の児童の実態、状況把握 ・職員会議での共通理解				自然教室 ・絆づくり ・自主的活動	
		家庭での読書（うちどく） ・親子読書等				体育大会応援合戦の計画と練習 ・4, 5, 6年の絆、リーダーづくり	
		PTA 奉仕活動（校舎内外） ・体験的な活動 ・6年生の参加					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業後指導	縦割り班活動（体育大会での競技と練習、応援合戦） ・絆を強める ・リーダーシップとフォロワーシップ・種目練習					
		いじめの自己チェック					
		委員会活動 → 学級活動 ・生活点検・健康の保持・体力の増進・学校美化					
		一人ひとりが生きる授業の実践 ・研究授業・子どもが主体的に取り組む授業展開					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	校内研修(授業研究) ・授業改善 ・学習規律	一人ひとりが生きる授業の実践 ・研究授業・子ども主体の授業展開 縦割り班活動などの異学年交流活動 ・自主的な活動・絆づくり・リーダーシップとフォローシップ 委員会活動 → 学級活動 ・生活点検・健康の保持・体力の増進・学校美化					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・アンケートづくり 校内研修 ・人権教育について ・人権月間の取組	アンケート調査 → 報告 教育相談月間 ・アンケートをもとに個人面談の実施、職員会議での共通理解 縦割り班活動などの異学年交流活動 一人ひとりが生きる授業の実践 委員会活動 → 学級活動 家庭での読書(うちどく) ・親子読書等 修学旅行 ・絆づくり ・コミュニケーション活動の工夫					
12月	保護者対象アンケート調査 ↓ 保護者会 ・情報や意見収集	いじめ撲滅キャンペーン ・人権月間や人権集会と絡めて ・児童自らの運営 ・教育相談とリンクして 人権週間の取組 ・人権集会 ・全校放送(各学級の取組発表) 縦割り班活動などの異学年交流活動 一人ひとりが生きる授業の実践 委員会活動 → 学級活動 家庭での読書(うちどく) ・親子読書等					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り ・3学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項確認 	<p>いじめの自己チェック</p> <p>縦割りの班活動（縦割り給食）※給食週間と絡めて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動・絆づくり・リーダーシップとフォロワーシップ <p>一人ひとりが生きる授業の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業・子どもが主体的に取り組む授業展開 <p>委員会活動 → 学級活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活点検・健康の保持・体力の増進・学校美化 					
2月	<p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育評価の分析 ・成果と課題の考察 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・アンケートづくり 	<p>新入生 交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな絆づくり 	<p>一人ひとりが生きる授業の実践</p> <p>委員会活動 → 学級活動</p>				<p>中学校 体験入学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな絆づくり
3月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・次年度に向けて ・計画見直し <p>↓</p> <p>職員会議で共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 	<p>縦割りの班活動（6年生を送る会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・リーダーシップとフォロワーシップ ・感謝の心 ・次の学年の自覚 <p>一人ひとりが生きる授業の実践（成果と課題の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業・子どもが主体的に取り組む授業展開 					
					<p>6送会の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの自覚 	<p>校内奉仕活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に感謝して 	